

「スマート生産方式SOP作成研究」公募要領
目 次

1 事業概要	1
2 公募対象研究テーマ	1
3 研究内容・目標	1
4 応募要件等	2
(1) 応募の要件等	2
(2) 応募者の資格要件等	3
(3) ロボット技術・I C T等の活用	4
(4) 小型無人航空機（ドローン等）の活用	4
(5) 生産者等からデータを受領・保管する際の取決めについて	4
5 公募から委託契約までの流れ（予定）	5
6 応募について	5
(1) 応募方法	5
(2) 応募受付期間	5
(3) 応募書類	6
(4) 応募に当たっての注意事項	6
7 公募に係るWE B説明資料	6
8 委託先の選定	6
(1) 選定方法	6
(2) 審査の手順	6
(3) 審査結果の通知等	7
9 委託契約の締結	7
(1) 委託契約の締結	7
(2) 委託期間	7
10 契約上支払対象となる経費	8
(1) 研究費の対象となる経費	8
(2) 機械・備品の利益排除	9
(3) オープンAPI要件化について	10
(4) 購入機器等の帰属及び管理	10
(5) 保険への加入	10
11 事業の実施・推進	10
(1) 事業の運営管理	10
(2) 研究課題の進行管理	11
12 「国民との科学・技術対話」の推進	11
13 データの収集・提出	11
14 成果の取扱い	11
(1) 成果の報告	11
(2) 成果の普及等	12
(3) 成果に係る知的財産権の帰属等	12
(4) 知的財産権以外の成果の取扱い	12
(5) 成果の管理	13
(6) 研究課題の成果に係る秘密の保持	13
(7) 参画する生産者等に関する情報の取扱い	13
15 研究課題の評価等	13
(1) 研究課題の評価	13
(2) 事業終了後のフォローアップ調査	13

16 不合理な重複及び過度の集中の排除	13
(1) 応募書類への記載	14
(2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合	14
17 研究機関における研究インテグリティの確保について	15
18 委託経費の不正使用防止のための対応	15
(1) 不正使用防止に向けた取組	15
(2) 不正使用等が行われた場合の措置	16
19 虚偽の申請に対する対応	17
20 研究活動の不正行為防止のための対応	17
(1) 不正行為防止に向けた取組	17
(2) 不正行為が行われた場合の措置	18
21 指名停止を受けた場合の取扱い	18
22 個人情報の取扱い	18
23 情報管理の適正化について	19
(1) 本事業の実施体制	19
(2) 情報保全	19
(3) 応募者に要求される事項	19
24 動物実験等に関する対応	19
25 法令・指針等に関する対応	20
26 農研機構に所属する研究所等について	20
27 問合せ先	20

「スマート生産方式SOP作成研究」公募要領

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して農業の生産性の向上を図るために、農業において特に必要性が高いと認められる技術の開発・供給の取組を推進することにより、スマート農業技術の活用を促していくことが必要です。

このため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）では、「スマート生産方式SOP作成研究」（令和6年度補正予算）について、委託研究の実施を希望する研究機関等を広く募集します。

本事業への応募を希望される方は、本要領に従って研究課題提案書（以下「提案書」という。）を提出してください。

1 事業概要

スマート農業技術の導入を推進するため、主要な営農類型や技術体系ごとに、スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系等（飼養管理体系を含む。以下同じ。）やサービス事業者等を介した技術の運用方法を検証し、スマート農業技術導入・運用手順書（以下「手順書」という。）を作成する研究について、公募を通じて委託します。

2 公募対象研究テーマ

公募する研究テーマは、以下のとおりです。応募者は、①から⑥の研究テーマの中からいずれか一つを選択してください。

営農類型	研究テーマ
① 水田作	1 機械除草やこれに必要となる精密な移植・水管理技術等の導入による有機水稻生産体系の確立
	2 中山間地域におけるスマート農業技術を活用した超省力的・低成本生産体系の確立
② 畑作	高低差センシングを活用した排水改良等による高位安定生産体系の確立
③ 露地野菜・花き作	自動収穫ロボット等の導入による精密栽培管理体系の確立
④ 施設野菜・花き作	環境・出荷調製のロボット制御等の導入による効率的生産・出荷体系の確立
⑤ 果樹・茶作	自動化技術の導入による効率的生産・出荷体系の確立
⑥ 畜産・酪農	畜産施設の環境制御や個体モニタリング等の導入によるスマート畜産経営の確立

3 研究内容・目標

(1) 2年間（※）を研究期間とし、次の2つの項目を検証の上、スマート農業技術の導入効果を最大化するために必要となる作業工程ごとの手順・方法や関係事業者間の役割分担等を手順書としてとりまとめてください。

① スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系等の検証

広く実装される前のスマート農業技術・機械（以下「コア技術等」という。）を中心に、コア技術等の導入効果の着実な発揮に必要となる技術等を組み合わせ、新たな生産方式の導入を伴う最適な栽培体系等を検証することとします。また、検証に当たっては、慣行の栽培

体系等との比較により実施することとします。

② サービス事業者等を介した技術の運用方法の検証

コア技術等について、これら技術等の供給主体や利用調整方法、運搬方法、メンテナンス方法、サービス提供料金等、生産現場における効率的な運用方法を検証することとします。

※ 2年目の研究委託契約期間については、研究対象作物の作期等を踏まえて手順書のとりまとめ期間を考慮し、農研機構が示した期間まで契約期間の延長を可能とします。

(2) 本研究の実施に当たっては、研究期間終了時における次の2つの目標を定めてください。

① 生産工程全体に係る単位面積当たり労働時間の削減目標

② 単収の目標又は単位面積当たり売上高の目標

なお、①の目標設定に当たっては、コア技術等の導入により削減が見込まれる労働時間のみならず、生産工程全体において、追加で発生することが見込まれる作業に係る労働時間も踏まえて設定するとともに、②の目標設定に当たっては、現状と同等以上の目標を設定してください。

4 応募要件等

(1) 応募に当たっては、次に掲げる①から⑤までの要件を全て満たす必要があります。

① 研究課題の応募は、次のア～エに掲げる者を全て含む研究グループを組織し、当該研究に取り組む者に限り行うことができる。ただし、必要に応じ、ア～エに掲げる者以外の者を研究グループに含めることができるものとする。また、同一の者が、ア～エの複数の役割を担うことができるものとする。

ア 公的試験研究機関又は大学

イ 技術開発メーカー等（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第13条第4項に基づき、開発供給実施計画の認定を受けている者又は認定を受けることが確実な者（※1））

ウ スマート農業技術活用サービス事業者等（コア技術等の運用やメンテナンス対応等を担う者を含む。）

エ 生産者又は生産者の組織する団体（別紙1参照）

② 研究グループは、代表機関を選定するとともに、代表機関に所属する者の中から当該課題の研究計画の企画立案、実施、進行管理及び成果管理を総括する代表者（以下「研究代表者」という。）を定めなければならない。なお、代表機関は、法人格を有していなければならない。（※2）

③ 研究計画の調整・実施に当たり、農研機構の指導・助言に従い、速やかに対応すること。

④ 研究を通じて得られた成果を農研機構に提出すること。

⑤ 研究内容の情報発信等について、研究の実施に支障のない範囲で積極的に実施すること。

※1 「開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者」とは、次の全ての事項を満たす者を指します。

① 採択決定通知日までに、開発供給実施計画の認定申請に当たり、農林水産省研究推進課への事前相談を終了していること。

② 本事業への提案内容が開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること。

③ 初年度の委託契約終了日（令和8年3月末日）までに、実際に開発供給実施計画の認定を取得すること。また、別に配慮すべき事情なく初年度の委託契約終了日までに当該計画の認定を受けなかった場合又は初年度の委託契約終了日前であっても認定を受けないことが明らかとなった場合は、自ら研究を取り下げ、中止又は廃止し、試験研究委託契約書に基づき、契約の解除や支払額の返還等の措置を講ずることについて同意していること。

※2 研究代表者には、日常的に農研機構等からの連絡を受けることが可能な者であり、研究グループの構成員間の連絡調整を確実に遂行できる者を選任してください。また、本研究期間中に、長期間研究に従事できない者や人事異動・定年退職等により研究グループから離れることが確実に見込まれる者、本研究へのエフォート（専従率（※3））。研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合をいう。以下同じ。）が低くなるような者を選任しないでください。なお、研究課題採択後、農研機構と契約を行う者は、研究代表者ではなく、代表機関の長としてください。

※3 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」
なお、「全仕事時間」とは、事業での活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

（2）応募者の資格要件等

① 研究グループの要件

本事業は直接採択方式であり、研究課題の一部又は全部を受託者が他の者に再委託することはできません。このため、研究グループが研究を受託しようとする場合には、次の要件を満たすとともに、研究グループに参画する者それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は代表機関から行っていただく必要があります。

ア 研究グループを組織して共同で研究を行うことについて、研究グループに参画する全ての者が同意していること。

イ 農研機構が研究グループと契約を締結するまでの間に、次のいずれかの方式によりコンソーシアムを設立することが確実であること。

（ア）実施予定の研究計画に関する規約を作成すること。（規約方式）

（イ）研究グループ参画機関が相互に実施予定の研究計画に関する協定書を交わすこと。
(協定書方式)

（ウ）共同研究契約を締結すること。（共同研究方式）

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する参画機関の変更等重大な変更等があった場合には、採択を取消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。なお、代表機関が農研機構の場合には、規約方式によることとします。

（注）研究グループの代表機関以外の研究グループ参画機関（以下「共同研究機関等」という。）は、次の要件を満たしていることが必要です。

- ・ 研究課題の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。
- ・ 研究機関又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

② 代表機関の資格要件

代表機関は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

ア 法人格を有し、以下の2つの条件を満たす者であること。

（ア）研究を行うための体制を有すること。

（イ）知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

イ 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。

提案書提出時に上記の令和04・05・06年度競争参加資格のない者は、速やかに競争参加資格の申請・取得を行ってください。また、資格が取得できなかった場合は、採択を取り消します。

また、令和07・08・09年度に有効な資格について、「更新」の手続により取得してください。詳しくは、以下をご覧ください。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101#c6>

なお、地方公共団体においては、資格審査申請の必要はありません。

- ウ 委託契約の締結に当たって、農研機構から提示する委託契約書に合意できること。
- エ 日本国内において研究を実施すること。
- オ 応募者が受託しようとする研究について、研究計画の企画立案、実施、進行管理及び成果管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理統括責任者を設置していること。

なお、研究グループ内に、共同研究機関等へ資金を配分するための経理事務体制等が十分に整っている機関等が存在しない場合、代表機関に代わって、経理関係の業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を研究グループ内に設け、資金配分等に係る事務を行わせることができます。また、研究管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても研究費の対象となります。

③ 研究管理運営機関の要件

研究管理運営機関は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ア 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は研究管理運営機関となることはできません。）。
- イ 研究を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。具体的には、以下の（ア）から（ウ）の全ての能力・体制を有していること。
 - （ア）農研機構との委託契約を締結できる能力・体制
 - （イ）知的財産に係る農研機構との事務管理を行う能力・体制
 - （ウ）研究費の執行において、区分経理処理、経理責任者の設置及び複数の者による経費執行管理等、適正な経費執行を行う能力・管理体制（研究開始までに体制整備が確実である場合を含む。）
- ウ 公的機関との委託契約の実績を有するなど、委託契約手続を円滑に行うことができること。

なお、この措置は特例措置であることから、研究管理運営機関の設置を希望する場合は、理由を提案書に記載していただくとともに、代表機関の経理統括責任者の承認を必要とします。

（3）ロボット技術・ＩＣＴ等の活用

農業機械の自動走行に関しては、平成29年3月31日付け28生産第2152号農林水産省生産局長通知「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」等を遵守してください。

- 農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン
<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/gizyutu/attach/pdf/240327-2.pdf>

（4）小型無人航空機（ドローン等）の活用

小型無人航空機（ドローン等）の利用に関しては、国土交通省「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」及び農林水産省消費・安全局「無人航空機（無人ヘリコプター等）による農薬等の空中散布に関する情報」に掲載の情報を確認し、遵守してください。

- 無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html
- 無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報
https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/muzinkoukuuki.html

（5）生産者等からデータを受領・保管する際の取決めについて

知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることにより生産者等が安心してデータを提供できるよう、農林水産省では「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」（令和2年3月 農林水産省。以下「AI・データ契約ガイドライン」という。）を策定しています。

本事業において、スマート農業関連の製品・サービス提供事業者が、生産者等からデータを受領・保管する際には、A I ・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について、当該生産者等と合意することが必要です。具体的には、契約書の内容がA I ・データ契約ガイドラインに準拠していることをチェックリストで確認するとともに、生産者等に対して契約内容を説明し、生産者等から「説明を受け、データ提供に合意した」旨の同意書（直筆の署名）をいただく必要があります。同意書とチェックリスト（別紙5）はセットで保管し、農研機構からの求めに応じて提出できるようにしてください。

○ 農林水産省の上記A I ・データ契約ガイドライン

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

5 公募から委託契約までの流れ（予定）

令和6年12月25日（水）	公募開始
令和7年2月14日（金） 正午	公募受付締切
2月中下旬	書類審査、応募者への質問
3月上旬	審査委員による審査
3月下旬	委託予定先の決定
4月以降	研究計画書及びコンソーシアム設立規約の提出、 契約締結の可否の審査、委託契約の締結

（注）スケジュールを変更する場合には、農研機構のウェブサイトで隨時お知らせいたします。

6 応募について

（1）応募方法

代表機関は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して（2）応募受付期間の締切日時までに電子申請を行ってください。e-Radを利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続を行う必要があります。登録手続には日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続をしてください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません（詳しくは、e-Rad担当窓口にお尋ねください。）。

e-Radを利用した電子申請の詳細については、別紙3をご覧ください。

応募の際には、e-Rad上で所属研究機関の事務代表者による応募情報（※）の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は農研機構に提出されませんので御注意ください。その他、e-Radを使用するに当たり必要な手続については、e-Radのポータルサイトを参照してください。

※ e-Radでは、代表者が入力した研究基本情報、研究組織情報、採択状況、農研機構が定めた応募様式に必要事項を記載した「応募内容ファイル」に含まれる内容等を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

※ e-Radへの登録は、本研究課題を実施し、研究費の配分を受ける全ての者について委託契約締結までに行う必要があります。

（2）応募受付期間

令和6年12月25日（水）～令和7年2月14日（金）正午（厳守）

締切前は、混雑によりシステムエラーが生じる場合があります。システムの都合であっても受付期限を過ぎた応募は受け付けられませんので、余裕を持って応募いただくよう御留意ください。また、応募者側での処理が不十分なため、応募情報が農研機構に提出されないトラブルが散見されています。締切日までに、e-Radの状態が「配分機関処理中」になっ

ることを確認してください。

e-Radの利用可能時間帯は、平日、休日ともに0:00～24:00です。祝祭日であっても利用可能ですが、保守・点検を行う場合、e-Radの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせがあります。

なお、e-Radのヘルプデスクの運用時間は、令和6年12月1日現在で、平日9:00～18:00です。

(3) 応募書類

応募に当たっては、本要領別紙1から3に示した事項等に従い、別紙4提案書を作成してください。なお、提案書は、日本語で作成してください。

※ 提案書の書式は、公募のウェブページ又はe-Radからダウンロードしてください。

(4) 応募に当たっての注意事項

- ① 応募の締切りに遅れた場合は、いかなる理由であっても受け付けません。
- ② e-Radを使用しない方法（郵送、持参、ファクシミリ及び電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ③ 提出後の応募情報の修正には応じられません。
- ④ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑤ 次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
 - ア 応募資格を有しない場合
 - イ 提案書に不備があった場合
 - ウ 応募情報に虚偽が認められた場合

7 事業内容に係るWEB説明

公募に当たり、事業内容に関する説明動画を配信します。応募を御検討の場合、必ずご覧いただきますよう、よろしくお願ひします。御質問は、メール又は電話にて受け付けいたします（27問合せ先を参照）。

URL：公募のウェブページでお知らせします。

8 委託先の選定

(1) 選定方法

委託先の選定に係る審査は、別に定める公募課題審査実施要領に基づき、外部委員及び行政部局担当官による研究課題審査委員会により実施します。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に別途追加資料等の提出を求める場合があります。

審査は、非公開で行われ、審査の経過に関する問合せには応じられません。また、提案内容に係る利害関係者は、当該提案の審査から排除されます。

2つの公募対象研究テーマの各営農類型において、同一の取組内容に係る応募が複数あった場合には、1つの研究課題のみ採択することとします。

なお、研究課題の審査において、本事業による研究に取り組むことが不適切とされた者については、研究グループが委託先に選定された場合であっても、研究グループから外れていただく場合があります。

(2) 審査の手順

① 書類審査

提案された書類を基に、本事業の趣旨を鑑みて別に定める公募課題審査実施要領に基づき、研究課題審査委員会による書類審査を実施します。

② 審査委員による審査会

書類審査の結果、必要に応じて審査委員による審査会を実施します。当審査会は審査委員のみで行い、応募者に対する面接を行うものではありません。当該審査会を行うに当たって、書類審査で質問事項がある場合、応募者にメールで照会し、回答内容も含め審査します。

③ 委託先の決定

①、②の審査結果を踏まえ、農林水産省が設置する運営管理委員会が採択する研究課題を決定します。

なお、採択に当たっては、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額等の条件が付される場合があります。

(3) 審査結果の通知等

(2)により本事業で実施する研究課題が決定されたときは、採択された研究課題について、その結果を代表機関に通知するとともに、速やかに農研機構のウェブサイト等において公表します。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、採択となつた提案については、代表機関への通知の際に、必要に応じて、研究課題の実施に当たつて見直しが必要とされた事項等をお知らせします。見直しが必要とされた事項等については、委託予定先の研究代表者に研究計画の修正を行つていただきます。修正を行つていただけない場合は委託契約を行ひませんので御留意ください。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

8により選定された研究グループには、委託契約締結までの間に4(2)①イの方式によりコンソーシアムを構築していただきます。コンソーシアムには、当該研究グループで取り組まれる研究課題に記載された全ての者に参画していただく必要があります。また、委託経費の執行は、コンソーシアム設立後となりますので、採択課題決定後に速やかに研究課題を始めるためには、可能な限り早期にコンソーシアムを設立しておく必要があります。

委託契約は、当該コンソーシアムの代表機関（又は研究管理運営機関）との間で締結します（研究グループを構成する個々の者とではなく、代表機関と農研機構が直接委託契約を締結します。詳しくは「委託業務研究実施要領」をご覧ください。）。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先のコンソーシアムを構成する個々の者（以下「構成員」という。）について、特段の事情の変化があり研究課題の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

また、採択通知に条件が付されている場合において、研究計画書が当該条件を満たしていないときは、契約は締結されません。

(2) 委託期間

本事業の委託期間開始日は、農研機構から、委託契約締結日以前の日付を指定して通知します。具体的な委託開始期日は、農研機構が受理した研究計画書の提出日の2ヶ月前（ただし、採択通知日以降の日付）までの間で指定する日付となります。

なお、研究計画書の提出期限は、農研機構から通知します。

また、委託期間開始日から委託契約締結までの期間に発生する研究に係る経費については、委託経費として計上することができます。ただし、何らかの事情により、委託契約が締結されなかった場合は、当該費用の支払はできませんので、御留意ください。

本公募の事業期間は、原則として、委託契約締結日から令和9年3月31日までとします。ただし、研究費は、毎年度の予算の範囲内としますので、委託契約は、毎年度締結します。また、当初計画に照らして著しく進捗の悪い研究計画、十分な成果達成が見込めない研究計画及

び研究計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究計画は、事業実施期間中であっても計画の全部又は一部の不実施等を行う場合があります。

10 契約上支払対象となる経費

(1) 研究費の対象となる経費

委託経費の上限は、1年目総額1億円、2年目総額5千万円（予定）とし、計上できる経費は、次の経費とします。他の研究委託事業と異なる場合がありますので、御注意ください。

① 直接経費：本事業に係る研究課題の遂行及び成果の取りまとめに直接必要とする経費
なお、本研究において、検証する場所等から得られる収穫物が生産者に帰属する場合は、生産に要する費用（人件費、種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費等）は計上できません。ただし、関連データの収集や新たな生産方式の導入に伴い追加で発生する作業等、通常の営農活動に加えて発生する作業に対する対価等は計上することができます。

ア 人件費

本研究に直接従事する研究代表者、構成員、臨時に雇用する者等の給与、諸手当、法定福利費。（※1）

なお、国又は地方公共団体からの補助金等により人件費を負担している者については、人件費の計上ができない場合がありますので補助金等の交付元へ御確認ください。

イ 謝金

外部有識者に対する会議等出席謝金及び講演、研究協力等に対する謝金。

ウ 旅費

国内出張や外部有識者招へいに係る経費。

エ 機械・備品費

機械・備品とは、本事業の研究課題で使用するものであって、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るものうち、取得価格が10万円以上の物品（営農管理システム等のシステムを含む。）とします。機械・備品の導入に当たっては、経済性の観点からレンタルやリースなど最適な方法で対応してください。ファイナンスリースの場合は、リース契約期間を法定耐用年数以上、毎月均等支払とし、研究期間を超えるリース期間の支払については原則として、自費での対応となります。

なお、コア技術等と併せて導入し、新たな生産方式の導入や着実な効果の発揮に必要な機械と認められる場合には、市販化されているスマート農業機械の導入に係る経費についても計上可能ですが、経済性の観点からレンタルやリースなど最適な方法で対応してください。

計上可能な機械・備品の妥当性については、研究内容を踏まえ、審査の過程で判断します。

なお、機械・備品費の総額が研究費の大半を占めるような場合は、普及可能性などを勘案し、原則として対象としません。

オ 試験研究費

- ・ 消耗品費
本研究に使用し、機械・備品に該当しない物品（営農活動に係るものは除く。）。
- ・ 印刷製本費
報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。
- ・ 借料及び損料
本研究の遂行上必要な物品等の借料及び損料。本研究の推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限ります。
- ・ 光熱水料
本研究に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道料（営農活動に係るものは除く。）。本研究の推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限ります。

- ・ 燃料費
本研究に使用する研究施設等の燃料（灯油、重油等）費（営農活動に係るものは除く。）。本研究の推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限ります。
 - ・ 会議費
本研究の検討会や見学会等の開催に係る会場借料等の経費。
 - ・ 賃金
本研究に従事する研究補助者等（アルバイト、パート）に係る賃金、諸手当、法定福利費（※1）
 - ・ 雑役務費
物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。
構成員間の雑役務の発注については、原則認めておりません。業務を実施する構成員へ必要経費を配分することで対応してください。
- ② 一般管理費（※2）
一般管理費は、①のオ 試験研究費の15%以内とします。
- ③ 消費税等相当額
①及び②の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%等。ただし、法改正等により変更となる場合があります。詳しくは、委託業務研究実施要領をご覧ください。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、エフォートを給与規程や賃金台帳に基づき算出された人件費等の単価に乘じた額とし、利益排除を行ってください。各コンソーシアム構成員において、実勢に応じた単価を設定している場合には、単価の設定基準を明確にしていただき、農研機構において構成要素等の精査を行います。本研究に必要とする最大能力を大学教授程度と想定し、人件費等の上限は大学教授並（1時間当たり8千円又は1日当たり6万4千円）とします。また、人件費以外の経費が含まれる場合には減額を行います。

なお、人件費及び賃金は、本研究に直接従事した時間数等により算出されることになりますので、本研究に従事する全てのスタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより本研究に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理を行ってください。さらに旅費については、出張内容と研究課題の関連を証明するため、出張伺いや出張報告書等を整備・保管してください。

※2 一般管理費は、直接経費以外で本委託事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等本委託事業を実施する上で間接的に必要となる経費が該当します。競争的研究費の間接経費とは異なりますので御留意ください。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本委託事業に係る経費として明確に区分してください。

（2）機械・備品の利益排除

構成員が自ら担当する研究の目的に応じて、自社及び資本関係のある会社の製品を委託経費に計上する場合は、利益排除額（製造原価及び諸経費だけの利益を除いた額）を計上してください。

機械や備品の導入に当たっては、原則、見積り合わせや入札等によることとしますが、構成員である機械を製作・販売しているメーカーの機械を導入する場合等は、入札等を実施せず利益排除額で譲渡してください。

利益排除額の算出は原則、次の方法によるものとします。

直近1年間の全国平均価格（※1）×（1－経常利益率（※2）／100）

※1 全国平均価格は、証拠書類等の提出が必要です。原則として、①メーカー直売価格としますが、証拠書類等が明らかにできない場合には、②販売会社等を通した市販価格を、②が明らかにできない場合には、これらに準ずる価格としてください。

※2 企業グループにおいて、連結決算の経常利益率を明らかにできない場合は、単独決算の経常利益率を用いてください。直近年度の決算報告書における経常利益率を用い、小数点以下第2位を切り上げ（例：5.1%）、当該年度中適用します。経常利益が赤字若しくは0の場合は、利益排除の必要はありません。

（3）オープンAPI要件化について

農機データ（①位置情報、②作業時間）を取得するシステムを備えた国内外メーカーのトラクター、コンバイン又は田植機を購入・リースする場合、当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該農機メーカーがAPI※を自社のHPや農業データ連携基盤等で公開し、データを連携できる環境を整備していることを要件とします。詳しくは、下記ウェブページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/openapi.html>

※ API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

（4）購入機器等の帰属及び管理

本事業により受託者（研究グループを構成する全ての者をいう。以下同じ。）が購入した機械・備品の所有権は、研究期間中は受託者のいずれかに帰属します。当該受託者には、研究期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。研究終了後の所有権は農研機構に帰属することとなります。個別に、当該受託者からの申請に基づき、無償での継続使用（事業終了後も引き続き、導入したスマート農業技術等を使用し、検証の上、農研機構が定める期日までに手順書を更新する場合に限る。）、残存簿価での有償譲渡、農研機構への返還を農研機構が決定します。なお、継続使用及び有償譲渡が認められた場合には、所有権の帰属に変更はありません。具体的には研究期間終了時に別途、農研機構からお知らせします。

また、委託契約に基づき購入した「機器類等の物品」は、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして、本事業の購入物品である旨を明記してください。

（5）保険への加入

本研究に係る損害賠償保険、傷害保険、車両保険及び動産保険等は、必要に応じて、個別に保険引受会社と御契約いただく必要があります。保険料については、雑役務費に計上可能です。

なお、保険料は、研究期間内のみ計上可能です。研究期間外の保険料は計上することはできませんので、保険の契約期間に応じて日割り・月割りにより、保険料を計上してください。

11 事業の実施・推進

（1）事業の運営管理

本事業の運営管理は、以下のとおり実施しますので、本事業への応募に当たっては、十分御留意ください。

① 事業全体の基本方針の決定、研究課題審査委員会委員の指名、採択課題の決定等の重要事項の審議は、農林水産省が設置する運営管理委員会で行います。また、本事業を的確に推進するため、農研機構に総括事業責任者（以下「PD」という。）を置きます。

② 研究計画の進行管理については、技術体系ごとに、当該体系区分に属する研究課題の

進行管理等を行う体系責任者、体系責任者を補佐し各研究グループへの指導助言を行う者（以下「専門PO」という。）を配置して行い、全体の統括管理はPDが担います。研究代表者は、専門POの意見を聞き、研究計画の作成、研究の進捗及び成果の定期的な把握等の取組を行う必要があります。また、研究代表者は、専門POに事業の進捗等の報告を求められた場合、速やかに報告するとともに、指導に従う必要があります。

（2）研究課題の進行管理

代表機関は、毎年度、定期的に研究グループ内で研究状況の進捗管理等を行う場を設けて、研究に取り組んでください。また、農研機構においても、研究計画の検討を行う設計検討会や進捗状況の確認を行う中間検討会、一年間の取組の評価を行う評価委員会等を開催し、各研究課題の進捗管理等を行います。

12 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）※に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

（例）

- ・ 生産者、消費者、関係業界等への幅広な成果情報の発信
- ・ 小・中・高等学校の理科授業での特別講演
- ・ 地域の科学講座・市民講座での成果の講演
- ・ 大学・研究機関の一般公開での成果の講演

また、これらの活動状況については、毎年度提出する成果報告書に記載してください。その結果についても評価対象となります。

※ 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議）においては、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

また、「国民との科学・技術対話」については、単年度評価、終了時評価の対象とすることとなっています。詳しくは、下記の内閣府ウェブページをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

13 データの収集・提出

研究グループは、別紙2のデータを整理の上、農研機構が別途指定するフォーマットで農研機構に提供してください。具体的な提供方法は別途お知らせします。代表機関は、応募する際に上記データを提供する生産者等に必ず説明し、データ提出についての了承を得てください。

提供されたデータについては、農研機構及び農林水産省が活用するほか、個人、個々の農場、個々の農業機械等を特定できない状態にし、事業の成果として公表することができます。

14 成果の取扱い

（1）成果の報告

研究代表者は、研究課題終了時までに手順書（付属書類を含む。）を作成し、農研機構が指定する時期までに、代表機関を通じて農研機構に提出してください。

また、研究代表者は、契約書に定める期日までに、受託した研究課題に係る費用の使用実

績を取りまとめた実績報告書を、代表機関（又は研究管理運営機関）を通じて提出してください。

（2）成果の普及等

- ① 受託者は、論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本研究課題に係る取組又は成果を公表する場合には、事前にその概要を農研機構に連絡していただきます。公表することとなった成果については、研究方針や知的財産権に注意（出願前に研究の成果内容を公開した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き知的財産権を取得することができなくなります。）しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。
- ② 公表に当たっては、本研究課題に係る取組又は成果であることを明記してください。
- ③ 本研究の成果については、研究終了後、農研機構が、成果発表会や冊子等により公表する場合があります。その際、研究グループに協力を求めることがありますので御承知おきください。

（3）成果に係る知的財産権の帰属等

成果に係る知的財産権（※）が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、農研機構は受託者から当該知的財産権を譲り受けないとする予定です。

※ 知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける地位、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

- ① 研究課題の成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農研機構に報告すること。
- ② 国の要請に応じて、農研機構が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農研機構の承諾を受けること。
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ農研機構の承諾を得ること。

また、受託者は、成果に係る知的財産権について、出願、登録、実施、放棄等を行った場合には、契約期間中か否かに関わらず、定められた期間内に農研機構へ報告していただく必要があります。

なお、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。

（4）知的財産権以外の成果の取扱い

代表機関においては、知的財産権以外のものを含む全ての成果について、毎年度、実績報告書としてとりまとめ、農研機構に報告していただきます。

受託者は、知的財産権以外の成果について、当該報告書の提出をもって、当該報告書の範囲内において保持・活用することが可能となります。

(5) 成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

- ① 研究1年目に本事業における知的財産に関する基本的な合意事項（秘密保持、知的財産権の帰属の基本的考え方、知的財産権（研究課題の成果に係るもの及び研究グループの各構成員があらかじめ保有するもの等）の自己実施や実施許諾に係る基本的な考え方等）を検討し、構成員間における合意文書（知財合意書）を作成し、農研機構へ提出していただきます。
- ② 研究の進行管理のために受託者が開催する推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（弁理士、民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学ＴＬＯ、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めさせていただきます。
- ③ 研究成果については、日本国内の農業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。
- ④ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）
(https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf) 及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）
(<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>)に基づき、対応することとなります。
- ⑤ 受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、研究の成果に係る知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備してください。

(6) 研究課題の成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究課題の成果に関する情報を、第三者に提供する場合は、事前に農研機構と協議する必要があります。

(7) 参画する生産者等に関する情報の取扱い

研究課題の成果等の公表等に当たり、生産者等の経営に関するデータを取り扱う必要がありますので、事前に研究グループ構成員間でその取扱いについて取決めを行っていただく必要があります。

15 研究課題の評価等

(1) 研究課題の評価

研究課題の評価は、別に定める評価実施要領に基づき、農研機構が実施する研究課題の進捗状況の点検を踏まえ、実施します。令和7年度の評価結果は、令和8年度の研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。受託者には、研究課題の評価及び追跡調査に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

(2) 事業終了後のフォローアップ調査

農研機構は、事業終了後一定の時間（原則として3年）が経過した後、必要に応じてフォローアップ調査を行います。受託者においては、フォローアップ調査に必要な資料の作成等が必要となりますので御承知おきください。

16 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的研究費の適正

な執行に関する指針」（平成17年9月9日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「指針」という。）に基づき、競争的研究費に限らず本事業の資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究課題（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又はコンソーシアム（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォートに比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

（1）応募書類への記載

本事業への応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的研究費。以下「プロジェクト等」という。）の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類やe-Radに記載していただきます。なお、応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、採択の決定の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行ふことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除の確認のため、e-Radを活用して応募内容の一部（研究開発課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を他の配分機関等に情報提供する場合があります。

上記の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、次のとおりとします。

- ① 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として、共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。）の提出を求めます。
- ② ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名及び受入れ研究費金額は記入せず提出することとします。なお、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ③ 指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

（2）不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

応募書類及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合に

は、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

17 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

このような観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

- 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougoenryaku/integrity_housin.pdf

18 委託経費の不正使用防止のための対応

(1) 不正使用防止に向けた取組

本事業の委託契約に基づき行われる研究課題の実施には、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則して農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（※1）が適用されます。受託者は、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備を行う必要があります。

また、採択から契約締結までの間に「研究倫理に関する誓約書（※2）」を提出いただく等、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合がありますので、御承知おきください。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-14.pdf>
をご覧ください。

※2 「研究倫理に関する誓約書」の提出に当たっては、「研究活動における不正行為防止のための対応」
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-8.pdf>
をご覧ください。

取組の一環として、農研機構は、本事業の経費執行に当たり、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を以下のとおり行う予定です。

- ① 応募申請時には、研究グループを構成する全構成機関に経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にしていただきます（別紙4提案書の5.（4））。

- ② 採択された研究グループの研究代表者及び経理統括責任者等に対し、経費の適正執行について説明を行います。
- ③ 適正な経費執行の確認・指導のため、必要な報告を求めること及び調査を行うことがあります。

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業の実施に伴い、委託経費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）があった場合は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の委託試験研究に係る不正行為の取扱いに関する規程（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構19規程第108号）（※1）により対応するものとします。

また、農林水産省の他の事業及び他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降の一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者等及びこれに共謀した研究者等
 - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
 - イ ア以外による場合
 - （ア）社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
 - （イ）（ア）及び（ウ）以外の場合：2～4年間
 - （ウ）社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給することをいう。）を行った研究者等及びこれに共謀した研究者等：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務（※2）に違反した研究者等：不正使用等を行った研究者等の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的研究費等において不正使用等を行った研究者等及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者等：当該競争的研究費等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※1 委託試験研究に係る不正行為の取扱いに関する規程については、

https://www.naro.affrc.go.jp/public_information/files/19kitei108.pdf

をご覧ください。

※2 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者等が、競争的研究費等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者等）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

委託経費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして委託経費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的な経費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者等について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、農研機構が公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場

合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますので、下記をご覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf

19 虚偽の申請に対する対応

本事業において、申請内容や採択後の報告内容等で虚偽行為が明らかになった場合、研究課題に関する委託契約を取消し、研究費の一括返還、損害賠償等を委託先である代表機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者等及びそれに共謀した研究者等については、上記18の(2)の不正使用等が行われた場合と同様の措置をとります。

20 研究活動の不正行為防止のための対応

委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給又は研究成果や論文等のねつ造、改ざん及び盗用といった研究活動における不正行為等が発見された場合、農研機構は、以下のような厳しい措置をとることになります。

また、不正行為等を行った場合、農研機構の措置とは別に、農林水産省及び他の府省においても同様の措置がとられる場合があります。

(1) 不正行為防止に向けた取組

本事業で実施する研究活動における研究の不正行為については、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。）（※1）及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。）（※2）が適用されます。

研究機関等においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施し、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関は、本事業に参加することはできません）。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

なお、農研機構においても、研究の不正行為に対する告発等の問い合わせを受け付ける窓口を設置しており、問い合わせがあった場合には、農研機構が実施するものにあっては「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構における試験研究の不正行為の取扱いに関する規程」（19規程第107号）により、農研機構以外の者が委託研究により実施するものにあっては「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構委託試験研究に係る不正行為の取扱いに関する規程」（19規程第108号）により対応します（※3）。また、農研機構と研究機関との協議の上、農研機構が必要な調査を行う場合もあります。

※1 不正行為ガイドラインについては、

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf
をご覧ください。

※2 「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」については、

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-3.pdf>

をご覧ください。

※3 試験研究の不正行為への対応については、

https://www.naro.affrc.go.jp/public_information/ethics/misbehavior/
をご覧ください。

(2) 不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該事業で配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の次年度以降2年から10年
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の次年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

21 指名停止を受けた場合の取扱い

談合等によって農林水産省から公募期間中に指名停止措置を受けている者が研究グループに参画している提案書について、措置対象期間において研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に、研究グループに参画している者が指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

22 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）その他の観点から、採択課題の選定以外の目的には使用しません。採択課題決定後は、採択課題に係る個人情報を除き全ての個人情報を農研機構が責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトを御参照ください。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、機関名、研究者等の名等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択課題に係る応募情報は、採択後の研究の支援のために農研機構が使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、e-Radを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース」（※）へ提供されます。

※ 政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

23 情報管理の適正化について

(1) 本事業の実施体制

本事業の実施に当たって以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に農研機構と協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること。
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要又は有用な背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）又は業績等を有すること。
- ③ 情報管理責任者等が、他の業務等との関係において契約の履行に必要な業務に対応できる体制にあること。

(2) 情報保全

本事業に係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（農研機構の業務に係る情報であって公になっていないもののうち、農研機構以外の者への漏えいが農研機構の試験研究又は業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、「別紙6 調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。）及び「別紙7 調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」（以下「特約条項」という。）に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく農研機構に通知するものとします。

- ① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、農研機構が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制
- ② 農研機構の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制
- ③ 農研機構が書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等（本基準第2項第14号に規定する「親会社等」をいう。）、兄弟会社（本基準第2項第15号に規定する「兄弟会社」をいう。）、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制

(3) 応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本基準、公募要領及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- ② 応募者は、上記の23(1)及び(2)の事項を踏まえて別紙4提案書にある「（様式6）情報管理実施体制」を記載してください。

また、本基準の項目5から12までについては、契約締結後にその遵守状況について確認させていただきます。

なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、農研機構との協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので御注意ください。

24 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）（※1）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令並びに「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物実験等実施規程」（23規程第122号）（※2）に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

※1 「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」について

ては、

https://www.affrc.maff.go.jp/doubutujikken/doubutujikken_kihonshishin.htm
をご覧ください。

※2 「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物実験等実施規程」については、
https://www.naro.affrc.go.jp/public_information/files/kitei122-animal_experiment.pdf
をご覧ください。

25 法令・指針等に関する対応

研究グループは、農研機構の委託業務を実施するに当たって、契約書や約款等に特段の規定がなくとも、必要な関係法令を遵守して事業を実施しなければなりません。本要領に記載するもののほか、研究課題を実施する際に関係法令・指針等に違反した場合には、研究課題の実施停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合があります。

(参考) 安全保障貿易について

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけではなく技術提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。

詳細は、経済産業省安全保障貿易管理のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

26 農研機構に所属する研究所等について

研究グループの構成員に農研機構に所属する研究所等が参画する場合については、別途予算措置をする予定であることから、農研機構に所属する研究所等には、本事業にかかる経費は原則として支出しません。

27 問合せ先

本件に関する問合せは、公募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を農研機構のウェブページにて広く周知させていただく場合がありますので御了承ください。

記

【総合窓口】

農林水産省 農林水産技術会議事務局研究推進課
TEL:03-6744-7043
E-mail:smart_agri@maff.go.jp

【公募について】

農研機構本部みどり戦略・スマート農業推進室スマート農業チーム
E-mail: sop-smartA@naro.affrc.go.jp

【契約事務について】

農研機構本部みどり戦略・スマート農業推進室推進チーム
E-mail: sop-smartA@naro.affrc.go.jp

【e-Rad について】

e-Rad ヘルプデスク

TEL : 0570-057-060

03-6631-0622（直通）

「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」ポータルサイトの「お問合せ方法」のページも御確認ください。

URL : <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>